|  |  |
| --- | --- |
| 園名称 | 認定こども園みどり丘幼稚園 |

**給食の提供計画書**2021.4.1

|  |
| --- |
| （自園調理、又は外部搬入の別）　　　　　　　外部搬入給食 |
| （外部搬入をする理由）  　開園来、給食は“有限会社Ｋフーズ”の外部搬入で対応してきた。これまで28年間委託契約を続けているが、問題はない。栄養・衛生面は勿論、味覚の面でもフライ物に偏らない京風の味付けは舌に  優しく、味覚を育てる上でも良い。常に要望を受け止め、前向きで取り組んで下さる業者として、  これからも当園食育の良いパートナーとして連携を続けていきたい。特に、献立表についての内容  計画は、当園の食育を基に園内栄養士との連携を深めて、実施しているのが特記すべき事柄である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 外部搬入するに当たって、必要な要件の確保 | 園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制  契約内容は、別添「給食外部搬入契約書」のとおり。主な事項は次の通り。  （１）委託業者に給食の重要性を認識させる。  （２）栄養基準、献立の作成基準の業者への明示。献立表の基準通り作成して  いるか、事前確認。  （３）食事内容の調理について、必要事項を現場責任者へ指示。  （４）毎回給食の実施。  （５）給食業務従事者の健康診断、検便の実施状況、結果の確認。  （６）調理の衛生的取り扱い、その他契約の履行状況の確認。  （７）嗜好調査の実施、喫食状況の把握、栄養基準の充実の確認。  （８）園児・保護者に対する栄養指導の推進。  （９）アレルギー対応食の提供。  （10）「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正に沿った履行状況の確認。 |
| 園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容  契約内容は、別添給食外部搬入契約書の通り。受託者の遵守事項の主な事項。  （１）給食の趣旨の認識・適正な材料の使用、栄養量の確保された調理の実施。  （２）受託業務の継続的・安定的な遂行。  （３）栄養士の確保。  （４）調理業務従事者は、相当な経験を有する者の雇用。  （５）調理業務従事者に対し、定期的な衛生面、技術面の教育、訓練の実施。  （６）調理業務従事者に、定期的に健康診断、検便の実施。  （７）食に配膳が必要な園児へ、適切な食事の提供。  （８）「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正による調理、運搬、保管の実施。  （９）保健衛生面、栄養面について、栄養士の指導や助言を受ける。 |